

令和6 年 12 月以降のセーフティネット5 号認定について（主な変更点）

様式の変更表

比較表	R6.7.1 から R6.11.30 まで			R6.12.1 以降	
認定要件	兼業等の状況			兼業等の状況	
	・ 単一事業者 ・ 兼業者で営んでいる 事業全てが指定業種	・ 兼業者 ※主として営む業務が 指定業種	・ 兼業者	・ 単一事業者 ・ 兼業者で営んでいる 事業全てが指定業種	・ 兼業者
売上高（一般）	様式イ-1	様式イ-2	様式イ-3	新様式イ-1	新様式イ-2
売上高（コロナの影響）	様式イ-4	様式イ-5	様式イ-6		
売上高（創業者）	一般様式を代用し、別様式は設けていない			新様式イ-3	新様式イ-4
原油高	様式ロ-1	様式ロ-2	様式ロ-3	新様式ロ-1	新様式ロ-2
利益率	新たな要件のため、適用様式なし			新様式ハ-1	新様式ハ-2

【イ 売上高】

（1）兼業者向け様式の統一

従前の様式では、指定業種と非指定業種を営む事業者については、主たる業種が指定業種であるか否かで様式が分かれていましたが、兼業者向けの様式が統一されます。

（2）売上減少要件における新型コロナウイルス対応様式の廃止

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の専用様式が廃止されました。

（3）創業者の比較期間の変更

売上高の比較期間が最近 1 か月の売上高と最近 3 か月平均だったものから、直前 3 か月平均との比較に変更になります。

【ロ 原油高】

（1）兼業者向け様式の統一

売上高要件と同様に、指定業種と非指定業種を営む事業者については、主たる業種が指定業種であるか否かで様式が分かれていましたが、兼業者向けの様式が統一されます。

【ハ 利益率】

（1）利益率要件の追加

個社ではどうすることもできない外的要因（原材料費や人件費等の増加）により、経営の安定に支障をきたしている事業者について、営業利益率の減少を要件として対象となりました。